

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第12、請願第1号、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願を議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

まず、原案に賛成者の発言を許します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

村岡清邦君。

議員（村岡 清邦）

私は、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願に賛成の立場で討論いたします。

今、共謀罪法案は話し合い合意を受けただけでも罰せられる法律で、犯罪行為をしない限り罰せられないという日本の刑法の原則に反するものです。

政府は共謀罪の対象は組織犯罪で一般人は絶対に対象にはならないと断言してきましたが、一般人でも対象であることは明らかです。

国会の質疑で一般の市民団体や労働組合でもその答弁が急変し、組織的犯罪集団になると法務大臣が答弁をしています。

しかも組織的犯罪集団か否かを決めるのは、検察、警察であるから私達ではありません。

座り込みをしようと協議をして、仲間と呼びかければ威力業務妨害の組織的犯罪集団とされてしまうものです。

謀議の立証は事業者の立会なしで盗聴もできるようになっております。

この共謀罪法案は特定の組織的犯罪が対象でなく、一般の市民が対象となる極めて危険な法律です。

政府は対象犯罪を277に絞るとしていますが、基本的に法の運用は先程申し上げましたように、検察、警察に委ねられるものであり、その共謀、謀議をチェックする機関はなく、人権侵害をされることを防ぐことができません。

私達の思想の信条の自由、内心の自由を守るためには、私は「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願に賛成する討論

をいたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に原案に反対者の発言を許します。

村井保夫議員。

議員（村井 保夫）

ただ今「共謀罪」に反対する意見書の提出を求める請願についてであります。本法案は国際組織犯罪防止条約の早期締結に必要であり、2020年の東京五輪、パラリンピックに向けたテロ対策にも不可欠とのことであります。

また共闘準備罪を新設する組織的犯罪処罰法案改正案にて、対象犯罪を277とし、適用対象をテロ組織や暴力団などの組織的犯罪集団と規定しなおしにより国民の一般的な社会生活上の行為が法案の共謀罪にあたることはなく、先月の23日に衆議院本会議で可決し参議院に送付され慎重審議されているところであります。

そのため現段階で意見書の提出をすべきでないと、判断いたしております。

よって意見書を提出の請願には反対いたします。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に原案に賛成者の発言を許します。

渡邊議員。

議員（渡邊 美喜子）

11番、渡邊美喜子でございます。

「共謀罪」に反対する意見書の提出を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

なぜかと申し上げますと、共謀罪、つまりテロ等の準備罪の名称で、国会で審議されて、参議院で近日中に採決されるということは、これまでに治安維持法以上に国民の思想・信条の自由、また市民運動を縛る危険があります。

この法案は、以前に3回あまりの危険性で廃案になった共謀罪であります。

犯罪が実行されず、準備だけで逮捕できる、例えば、傍聴、密告前提の法律であります。

犯罪成立要件の犯罪が警察に委ねられ、市民、労組、またPTA、自治会さえも組織的犯罪集団とみなし、一般人にも対象になる危険性があります。

国民の8割が説明不足ということで、国民の理解が進んでいない。

内心の自由、そして国民にとって重大な国民の権利であります。

プライバシーの侵害であり、この共謀罪、組織的な犯罪集団には廃案とすべきだと思います。

そういった理由で私は「共謀罪」に反対する意見書の提出を求める請願については、賛成であります。

以上です。

議長（志村 忠昭）

次に反対者の発言を許します。

隅岡議員。

議員（隅岡 美子）

5番、隅岡美子でございます。

請願第1号、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願について、反対の立場で討論を申し上げます。

テロ等準備罪法案は、過去3度廃案となった共謀罪とは対象や要件が全く違います。

共謀罪は主体が団体と抽象的でしたが、テロ等準備罪では組織的犯罪集団に限定をされました。

これはテロ組織や暴力団、薬物密売組織など重大な犯罪を目的とする団体です。

一般の民間団体や労働組合がテロ等準備罪の対象になることはありません。

加えて共謀罪は犯罪をする合意があれば処罰をすることができるとしていました。

しかしテロ等準備罪は合意に当たる計画をただけでは処罰できません。

犯罪を実行するための下見や凶器を購入するための資金調達など具体的な準備行為が必要です。

つまり組織的犯罪集団が、テロなどを具体的現実的に計画し、準備行為をした段階で初めてテロ等準備罪の嫌疑が生じ、逮捕など強制捜査の対象となります。

これは政府の分類によりますと、対象犯罪が676から277に限定されました。

具体的にはテロの実行110、薬物29、人身に関する擄取28、その他資金源101、司法妨害9となっております。

以上でございます。

議長（志村 忠昭）

原案に賛成者の発言を許します。

尾崎忠義君。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年第2回多度津町議会6月定例会におきまして、去る5月23日に提出された請願第1号「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提

出を求める請願」について賛成討論をいたします。

戦後、警察と検察、法務省は一体となり、処罰の強化や捜査権限の拡大を進めてきました。

一方国民の権利侵害を防ぐ手当の整備はおろそかにされてきております。

その流れの仕上げが共謀罪でございます。

共謀罪法案は、人の心の動きを捜査や裁判の対象とする内容でなっております。

共謀という心の動きを立証するにはどうしても自白に頼ることになります。

しかし、日本の取り調べには多くの問題があります。

弁護人の立ち会いも認められず、警察に長期間身柄を管理されます。

さらに昨年の刑事訴訟法の改定で司法取引が導入されました。

他人の罪を告発しても自分は告発を免れるという仕組みができつつあり、密告により処罰する態勢でございます。

その極端な例がナチスの刑事裁判でありました。

密告に基づき「敵との通謀」や「内乱準備」などをでっち上げ、政権に批判的な市民を処罰いたしました。

戦前の日本にも治安維持法下で同じような暗い時代の歴史があったことを忘れてはなりません。

そして、やがて戦争に突入してからは、国民にとっては「密告社会」となり、表現、言論の自由がなくなり、そして合理的に思考する余裕を失って恐ろしい不幸な生い立ちと歴史が続いたことであります。

今国会で共謀罪が導入されますと、これまでと変わり、国民のプライバシーが丸裸にされると思っている方が多いようです。

けれども実際には警察が、犯罪が起きる前から国民の会話やメールなどを監視すること、つまり個人情報を収集することは、これまでも色々な形で行われてきました。

岐阜県大垣警察署が風力発電に反対する市民の情報を電力子会社に提供していたことが発覚しましたが、大垣署だけでの問題ではありません。

先般も大分県別府警察署が選挙違反の情報収集のため、ビデオカメラで労働組合の事務所を監視していた事実が発覚したり、警視庁外事第3課がイスラム教徒という理由だけで、彼らを監視していたことも明らかになりました。

共謀罪が導入されることにより、それがより幅広く行われることとなります。

警察による個人の情報収集に関する法的な根拠は極めて曖昧であります。

個人情報保護法でも、捜査のために必要なら、本人の承諾がなくても捜査機関に提供されることになっています。

例えば現在でも警察は捜査のために必要だという理由だけで、刑事訴訟法197条による「捜査関係事項照会書」であらゆる個人情報を集めることができます。

これは、刑事訴訟法197条第2項捜査については、公務所又は公社の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる、つまり、「捜査関係事項照会書」には何の事件でどうしても必要なのかなどは記載されておられません。

まさに憲法が求めている礼状主義が形骸化しているわけであります。

そして防犯カメラの映像、携帯電話の加入状況、通信記録、銀行口座、クレジットカードの利用状況、戸籍謄本、学校の成績など国民のプライバシーに関するあらゆる個人情報が入手されております。

そして、この共謀罪により277の犯罪が新たに増えることになります。

共謀罪は、それまでの刑法のルールを変えて「計画」をただけで犯罪が成立することになりますから、これまでより早い段階で警察は捜査に動き出します。

また、共謀罪は「組織犯罪集団」なる団体が対象とされていますから、共謀罪を摘発するためには、その団体を構成する1人1人の個人情報が集められることになります。

すでに昨年5月には、通信傍受対象犯罪の拡大等の改正、司法取引の導入などの組織犯罪対策を講じております。

これは警察が情報収集することの根拠となるものです。

さらに今後、会話傍受や身分仮装捜査といった恐ろしい捜査手法を導入しようとしています。

また、捜査も「計画」や「準備行為」の立証が難しくなります。

普通、犯罪をしようとする人達が、犯罪計画を文書や録音で残したりすることは考えにくく、言った、言わないということが証拠となるため、自白を得るために、弾圧的な取り調べが行われる可能性があります。

これまでも警察の犯罪捜査の現場では、任意同行や強圧的な取調べといった任意捜査の限界を超えるいわゆるグレーゾーン捜査、或いは法律の根拠のない違法捜査が当然のこのように行われてきました。

監視カメラ映像の利用、GPS捜査、さらにはDNAデータシステムの構築などです。

これらの手法も市民の日常生活の監視、つまり個人情報の無原則な収集なのです。

任意捜査というのは、相手方の承諾を得られた捜査という意味なのですが、果たして任意捜査の意味を正しく理解していたのかという事案が頻発しており、むしろグレーゾーン捜査を巧みに操れる捜査官が有能だとされる風潮が

あるわけでありませぬ。

法律は国民の全てが対象です。

政府が言う「一般の人」が対象外ということはありません。

警察の捜査でも、最初から一般人と犯罪者を識別できることは稀です。

特に組織犯罪の場合は、時間をかけてひそかに監視し、個人情報を集め、初めて識別することになります。

警察では、共産主義運動、市民運動、労働運動などに関係する人物は民主主義を破壊する恐れのある危険な存在だと現場の警察官に教えております。

当局の対象としてのこれらに該当する政党、労働団体、市民団体、民主団体などは、公安警察の監視対象として、すでに監視をされております。

こうした運動をするのは一般の市民ではないことになります。

共謀罪の捜査対象は、これよりももっと広い範囲の人たちが調べられるのです。

政府は、共謀罪の必要性について盛んにテロを含む組織犯罪を未然に防止するためと強調していますが、共謀罪では、テロ、暴力団犯罪、振り込め詐欺等の特殊詐欺を防止することはできません。

テロに限って言えば、取締りの強化でテロを抑止することはできません。

フランスのパリでテロがありました。

フランスには共謀罪に似た「団体参加罪」と呼ばれる法律があるようですが、続発するテロのため非常事態宣言が施行され、当局による厳しい警戒と規制が行われていると聞きます。

それでもテロは起きます。

テロを防ぐためには規制以外の施策が必要です。

日本で「テロリズム集団」による武装テロが起きる可能性は極めて低いのではないかと思いますし、昨年起きた相模原障害者殺傷事件や秋葉原無差別殺傷事件（2008年）などは、犯行は1人で行われています。

しかし、共謀罪では「テロリズム」についての定義もなく1人テロは対象ではありません。

犯罪捜査は法律的な手続ですから、法律を遵守しながら行われるべきですが、そうした声を無視しているのが現状です。

警察の暴走を防ぐためには、国民の1人1人が日頃から権力機関である警察についてもっと関心を持つべきであります。

自分の身に降りかかってからでは遅すぎるのです。

警察をチェックする社会的な機能は現在全て失われております。

残されているのは国民による警察に対する監視のみであります。

安倍首相は2020年までに憲法9条を改正すると公言しました。

共謀罪が成立されれば、改憲が現実のものとなる恐れがあります。

そして戦前、戦中にかけて国民から自由と民主主義を奪い、侵略戦争を推進するための弾圧諸法規の軸となった悪名高き「治安維持法」、それとよく似た共謀罪法案が今国会で審議され、決められようとしております。

政府は「テロ対策のため」などと説明しておりますが、真の目的はそんなところにはありません。

安倍首相は第2次内閣の発足以来、特定秘密法の制定や集団的自衛権行使容認の閣議決定、つまり「戦争できる体制」、さらには安保法制の一括的な制定、つまり「戦争できる体制の法的な決定」を作り上げてきました。

今まさしく戦前の治安維持法の復活が目の前まで迫っていると思います。

日本国憲法が通用しないところには「共謀罪のある」息苦しい社会が存在してしまいます。

犯罪者扱い、見せしめ、監視、家族が村八分にされ、接触する人には自らが気を使ってしまうことになり、本質的には共謀罪が内心を処罰するものだという事であり、十分な審議が尽くされないまま5月23日に衆議院本会議で強行採決され、そして今参議院で審議されている共謀罪法案は、絶対阻止しなければならないものであり、国民が声を上げて行動し廃案にすべきものであります。

したがって、政府の「テロ等準備罪」というごまかしで警察による内心に踏み込む違法な捜査、情報収集活動を合法化するものであり、戦前の治安維持法の反省から、定められた内心の自由、表現の自由、言論の自由、結社の自由を侵害する違憲立法であり、断固許されないので、「共謀罪（テロ等組織犯罪準備罪）」に反対する意見書の提出を求める請願につきましては賛成をいたします。

以上であります。

議長（志村 忠昭）

他に、討論はありませんか。

ないようですので、これをもって討論を終結いたします。

これより、請願第1号についてを採決いたします。

請願第1号に対する委員長報告は、不採択です。

請願第1号を採択することに賛成の方の起立をお願いいたします。

（起立少数）

議長（志村 忠昭）

起立少数です。

よって、請願は不採択する事に決定いたしました。